

組合ニュース

発行:2015年6月17日

大分大学教職員組合

TEL・FAX: 097-554-7998

E-Mail: oitauu@fat.coara.or.jp

学長候補者の見解 —組合アンケート調査結果—

教職員組合では、従来より学長候補者の方へ公開質問を行っています。今回も学長候補者の方へ組合アンケート調査を行い、回答をいただきましたのでお知らせします。

<候補者に出した質問項目は以下のとおりです>

1. 大分大学の運営における合意形成の図り方について

大分大学を運営するうえで、学内の合意形成をどのように図り、教職員の意見を反映させていこうとお考えですか。とりわけ、教育研究評議会、各種部門会議、教授会・研究科委員会などの役割にもふれてご回答ください。

2. 教育・研究・医療・地域連携向上のための施策について

教育・研究・医療・地域連携を向上させるための施策について、予想される成果と本学教職員にとっての意義にふれた上でご回答ください。

3. 教職員の賃金・労働条件について

教職員の賃金・労働条件の今後の改善・整備について、どのようにお考えですか。近年の給与引き下げが教職員の勤務・生活に与えた影響にもふれてご回答ください。

4. 労働組合との関係について

大分大学ではこれまで、大分大学教職員組合が、大分県労働委員会へのあっせん申請や不当労働行為救済申立を行う事態にまで至りました。大分大学の今後の運営における労働組合との合意形成についてどのようにお考えですか。

*回答は候補者氏名の50音順に掲載しています。

阿部 誠 候補の回答

1. 大分大学の運営における合意形成の図り方について

どのような組織であっても、構成員とのコミュニケーションをはかることでスムーズな運営に努めることは重要です。とくに大学は、学問の自由を基本におき、高い専門性に立脚して教育研究を行う組織ですから、構成員の多様な考え方ができるだけ尊重される必要があります。それだけに大学の運営にあたっては教職員の合意形成に努めることは重要です。

大学には、国立大学法人法にもとづく教育研究評議会や学校教育法にもとづく教授会などがおかれて、審議や意見聴取などが規定されています。また、学内規定でも、部門会議や各種の委員会で、諸課題について協議することになっています。本学の運営にあたって、私はこうした本学の諸会議を通じて意見の収集を行い、合意形成をはかります。

一方、今日の大学にはさまざまな社会的要請があり、また、社会環境の変化や学問の深化に的確に対応することも求められています。そうしたなかで、本学も多面にわたる改革に取り組んでいますが、改革を進めるには多様な意見を尊重しつつも、構成員が合意形成へむけて努力することも重要です。大学の改革を進めるにあたって、教職員の多様な意見を最終的に大学の意思としてまとめる必要があり、それをリードはするのは学長の重要な役割です。私はこうした役割を積極的に果したいと考えています。

2. 教育・研究・医療・地域連携向上のための施策について

大分大学の学長としてもっとも重要なことは、大学として一体的な運営体制をつくり、大学の基盤を整備するとともに、本学の将来像を示しつつ、各学部・研究科とともに教育や研究の改革をリードし、その実現をはかることがあります。そのためには、教職員が情報を共有し、同じ目標にむかって教育研究に取り組み、改革を進めることが重要です。私はこのことを基本において、以下の課題に取り組みます。

本学にとって第一の課題は、現在準備を進めている福祉健康科学部の新設と教育福祉科学部の教育学部への再編を実現させることです。同時に、工学部の理工学部への再編成と経済学部の学科新設も計画しており、これら全学的な組織改革を実現させることはきわめて重要です。一方、大学院については、教職大学院の設置と工学研究科の再編成を申請中ですが、その実現をはかる一方で、他の研究科を含めた大学院組織の将来像をとりまとめ、組織の再編を進めたいと考えています。

教育課程や教育方法をはじめとする教育の改革は、学問の専門性と育成する人材像をふまえ、学部・研究科などが中心となって進めるものであり、こうした改革を支援するのが学長の役割です。同時に、各学部・研究科に共通する全学的な改革課

題について考え、教育の基盤の整備も学長の役割です。この点では、全学共通教育の再構築、大学院を中心にして社会人学生や留学生などの受け入れ拡大、学生に対する経済的支援、高大接続の体制整備などに取り組みたいと考えています。また、教育のグローバル化を推進し、派遣留学生の拡大に取り組みます。

研究面では、多様で自律的な研究を基礎におきつつ、本学の強み・特色ある研究を組織的に推進するとともに、特色ある研究を可視化するために研究センターを積極的に設置します。また、地方圏にある大学として地域の諸課題の解決にむけた研究や福祉健康分野の研究を推進します。さらに、これらの本学の研究成果の社会への発信と社会への還元を進めます。

医療については、地域医療における本学の役割の大きさをふまえ、地域の医療機関と連携しつつ、高度先進医療を担い、地域の中核病院としての役割を強化します。そのため医療従事者の勤務条件の改善に努めます。また、地域医療を支える医療人の育成を進めます。

地域社会との連携という点では、研究成果を積極的に発信し、産学官連携の強化や地域のさまざまな組織との協力・提携に取り組みます。また、本学を地域における生涯教育の体制に位置づけ、リカレント教育や公開講座をはじめとする多様な学びの機会をつくりだすことによって、地域の人々が必要に応じて学べるようにします。

これら全学的な課題についての改革、基盤の整備と各学部・研究科の主体的な改革の取り組みが組み合わさることで、本学の改革が進み、本学が社会において果たす役割が強められると考えています。こうした本学の改革を進めるうえで教職員の協力が欠かせません。本学の構成員が協力し、一体となって改革に取り組むことにより、教職員の勤労意欲も高まり、また、教職員の満足度も高くなると考えています。

3. 教職員の賃金・労働条件について

近年、公務員の給与制度の見直し、また、震災への復興費用の捻出という名目での賃金削減などが行われ、国立大学の教職員もそれに準じるかたちで給与が削減されたことは、教職員の生活の不安定化につながることはもとより、勤労意欲の点でも、また、人材確保の観点でも問題だと考えています。とくに今春の給与改定についていえば、デフレ経済からの脱却や地方創生をめざす首相が民間企業にたいして賃上げを要請しているなかで、公務員の賃金の見直しが実施され、地域間格差が開いたことは、政策の点で矛盾といえるのではないかと思います。

国立大学の法人化にあたって、教職員は非公務員型とされ、労働条件などについては法人自ら決定する体制となりました。しかし、国立大学法人の財政のおよそ半分は運営費交付金によって賄われており、財政面の自律性が乏しいことにくわえ、その賃金・労働条件は、民間労働者の賃金・労働条件との均衡をはかることが求められています。そうしたなかで、国立大学法人が自律的に賃金・労働条件を決めるることは容易ではありません。

一方、大学教員は全国市場で動いており、高い能力をもつ人材を確保するには、私立大学等の賃金・労働条件との均衡をはかる必要があります。また、事務職員、医療職等についても、類似した職務の賃金・労働条件との均衡は人材確保のうえで重要です。今後は、私立大学の教職員や大学職員の仕事と同様の職務についている労働者の賃金・労働条件などを参考にしながら、国立大学の教職員にふさわしい給与制度や給与水準を考えることが必要だと思います。

実際には、財政の制約が大きく、給与制度の抜本的な見直しが難しいなかで、多くの国立大学法人は人事院勧告に準拠した賃金・労働条件を決めていますが、それでも詳細をみると大学によって労働条件に多少の違いが生じています。本学の教職員についても、民間労働者の賃金、労働条件と

の均衡をはかりつつ、その勤務の実態にあわせて、可能な範囲で賃金・労働条件の改善を進めることが重要と考えています。

4. 労働組合との関係について

本学で一貫して労働経済論の教育研究を進めてきた私にとって、労働組合の重要性は十分理解しているつもりです。労働組合は、労働者の声をまとめ、労働条件や職場の問題の解決をはかるとともに、労使間のコミュニケーションのチャンネルとして、きわめて重要な役割を担っています。日本の労働法制では、労使が対等の立場で協議し、合意することを前提に諸制度が組立てられていますので、その点でも労働組合の役割は大きいといえます。

その意味で、大学においても労働組合との協議を通じて労使が信頼関係を構築し、一緒になって課題の解決をはかることは重要です。しかし、この間に本学では大分県労働委員会へのあっせん申請や不当労働行為救済申し立てが行われるなど、労使が対立したのはとても残念なことでした。これは使用者側が労働協約を一方的に破棄したことなどに端を発する労使紛争であり、このような労使の信頼関係を損なうような行為は、いかなる立場にたつにせよ、今後はあってはならないと考えます。幸いに労使間の信頼関係が回復されつつある今日、安定した労使関係を維持することを基本におく必要があります。

国立大学法人の使用者と労働組合では立場が異なるところがありますが、私は、労使対等の立場にたって、相互の協議を通じて合意の形成をはかることを何より大切にします。とくに労働条件・勤務条件、職場の諸問題等については、労働組合に対して十分説明するなど、情報の共有化を通じて合意形成に努めます。

北野 正剛 候補の回答

組合は、6月11日に総務課長宛てに、学長候補者である北野現学長にアンケートを手渡したい旨の電話をしました。これに対し、学長からの受取の可否についての返事はなく渡すことができません。その後6月15日に秘書室より連絡があり、以下の回答を受け取りました。

大分大学教職員組合 殿

学長選考に係るアンケートの申入れについて（回答）

平成27年6月10日に、学長候補者に推薦された私に対し、貴組合から電話によりなされたアンケートの申入れについて、次のとおり回答します。

記

この度の学長選考につきましては、これまでとは異なり、国立大学法人に対しガバナンス改革が強く求められているという流れの中で、国立大学法人法の規定に基づき、学長選考会議において10回に及ぶ審議を経、改正された学長選考規程等に定める厳正な手続にのっとり、実施されているものと思料いたしております。

改正された学長選考手続において、大分大学の教育、研究、管理運営その他大学運営に関する私の見解は、学長候補者として経営協議会、教育研究評議会及び教職員の皆さんから推薦していただき、6月10日に学長選考会議に提出した私の「所信表明書」（既に、学内イントラにより教職員の皆さんにもお知らせしております。）においてすべて明らかにさせていただいております。

今回の申入れに対し回答することは、その内容のいかんを問わず、いま、まさに学長選考手続が進められている中、学長選考会議以外の「場」で、学長候補者として推薦いただいている私の見解をお示しすることになります。

このため、学長選考会議の地位・権限を尊重し、ひいては学長選考会議における公正な選考を担保するという観点から、貴教職員組合からの今回の申入れに対する私の「回答」は差し控えさせていただきますので、あしからずご了承ください。

平成27年6月15日

学長選考候補者
北野 正剛